

令和2年度 財政健全化判断比率 及び資金不足比率の審査意見書

1 審査の期間

令和3年7月21日から令和3年8月25日まで

2 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠されて作成されているか、また、計数の誤りはないか等に主眼を置き、提出書類との照合、関係所管からの説明聴取等により審査を行った。

3 審査の対象

(1) 健全化判断比率(財政健全化法第3条第1項)

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

(2) 資金不足比率(財政健全化法第22条第1項)

公営企業に係る資金不足額を対象とした事業規模に対する比率で、本市においては国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計(以下「駅会計」という。)及び下水道事業会計(以下「下水道会計」という。)が対象となる。

4 健全化判断比率及び資金不足比率

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	平成31年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— (△7.06)	— (△5.28)	12.06
② 連結実質赤字比率	— (△8.95)	— (△6.86)	17.06
③ 実質公債費比率	△1.6	△1.2	25.0
④ 将来負担比率	— (△1.6)	0.4	350.0

※上記表中の「－」はそれぞれ実質赤字額，連結実質赤字額，将来負担額（将来負担額に対し充当可能財源等が超過）がないことを意味している。「0」と表示しないのは，実質赤字比率，連結実質赤字比率，将来負担比率がマイナス比率（実質収支が黒字）となるためである。マイナス比率は（ ）で表示。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

会計名	令和2年度	平成31年度	経営健全化基準
駅会計 下水道会計	—	—	20.0

※上記表中の「－」は，駅会計及び下水道会計に資金不足額がないことを表している。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 各比率の状況

① 実質赤字比率について

実質赤字比率において赤字額はなく，同比率は $\Delta 7.06\%$ となり，前年度（平成31年度）と比較して実質収支の黒字比率が1.78ポイント増加した。平成31年度の黒字比率は平成30年度と比較し増加（0.07ポイント増）し，令和2年度も続けて増加している。

黒字比率が増加した要因は，分母となる標準財政規模，分子となる実質収支額がともに増額となっているが，分子の増割合が分母の増割合よりも大きいためである。実質収支額が増（対前年度4億9,879万円増）となったのは，歳入の増が歳出の増よりも大きかったためである。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率において赤字額はなく，同比率は $\Delta 8.95\%$ となり，前年度と比較して黒字比率が2.09ポイント増加した。連結実質赤字比率の黒字比率は平成28年度から減少し続けていたが，令和2年度は増加した。

分母となる標準財政規模は前年度より9億737万6千円増となり，分子となる連結実質赤字額（黒字額）は前年度と比較して5億9,280万6千円増の22億7,237万円となった。

一般会計等及び公営企業会計以外の特別会計（※1）の実質収支総額は，前

年度から比べ6億4,404万6千円増（平成31年度は1億946万4千円減）となり、22億4,100万5千円（平成31年度は15億9,695万9千円）の黒字となった。黒字額が増加した大きな要因は、地方消費税交付金などの歳入が増となったことにより、一般会計における実質収支額が5億474万6千円増となったことである。

公営企業の特別会計（※2）においては、下水道会計が令和2年度から地方公営企業法の一部を適用したことにより算定方法が前年度と異なり、資金の剰余額は前年度に比べ5,124万円の減となった。

- ※1 一般会計等とは一般会計、土地取得特別会計、駅会計であり、公営企業会計以外の特別会計とは国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計である。
- ※2 公営企業の特別会計とは、駅会計及び下水道会計である。

③実質公債費比率について

本市の実質公債費比率は平成27年度からマイナス数値となり、平成31年度の0.2ポイント減少に続き、令和2年度は0.4ポイント減少の $\Delta 1.6\%$ となった。令和2年度の実質公債費比率は平成30年度から令和2年度までの3か年の平均値であり、令和2年度と平成29年度の比率の差が数値に影響を与えることとなる。令和2年度の単年度実質公債費比率（約 $\Delta 0.8\%$ ）は、平成29年度（約0.5%）と比較すると約1.3ポイント減となった。また、前年度（約 $\Delta 1.3\%$ ）と比較すると約0.5ポイント増となった。

比率が改善した主な要因は、分子の構成要素となる元利償還金及び準元利償還金の合計が減少したことである。これは、下水道事業における地方債の償還が進んだことに伴い、元利償還金が減少したことによるものである。

④将来負担比率について

本市の令和2年度の将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を差し引いた数値がマイナスとなったため、比率は「なし」となった。

平成25年度からマイナスに転じ、平成30年度まで将来負担比率は比率のないマイナス数値であったが、平成31年度は0.4%となり、令和2年度は比率のないマイナス数値となった。比率が「なし」となったのは、分子の将来負担額が減となったことが主な要因である。

前年度と比較すると、将来負担額は8億6,700万円の減となった。将来負担額が減少した主な要因は、土地開発公社からの用地買戻し等に伴い、債務負担行為に基づく支出予定額が減（10億4,937万1千円減）となったことによるものである。

⑤資金不足比率について

本比率の対象となる公営企業会計（駅会計及び下水道会計）は資金不足が生じていない。

駅会計については、再開発ビル完成により土地収入見込額が無くなったため、平成29年度から資金不足額・剰余額は0円となっている。

下水道会計は、令和2年度から地方公営企業法の一部を適用したことにより算定方法が前年度と異なり、資金の剰余額は3,136万5千円となっている。

（注）算定様式については別紙参照。

6 要望・意見

令和2年度も健全化判断比率及び資金不足比率は政令で定めた早期健全化基準及び公営企業の経営健全化基準を下回った。平成31年度は将来負担比率が0.4%であったが、令和2年度はすべての比率において比率「なし」又はマイナスとなった。

今後、市では扶助費の増加に加え、新庁舎建設関連事業費等の多くの財源が必要となることが見込まれる。新型コロナウイルス感染症の市財政への影響に注視し、今後も、引き続き将来を見据えた財政の健全化に努められたい。

別紙

- ア 実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字額が標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- イ 連結実質赤字比率 全会計の実質赤字額が標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ウ 実質公債費比率 一般会計等の負担する元利償還金等が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標である。比率は3年平均で表す。

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \left[\begin{array}{l} \text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \left[\begin{array}{l} \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \end{array} \right]}$$

- エ 将来負担比率 一般会計等の将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \left[\begin{array}{l} \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \end{array} \right]}$$

- オ 資金不足比率 公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$